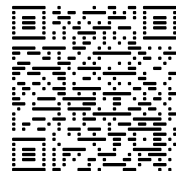




江東区移動支援事業 ガイドライン

令和7年4月



最新の情報については区ホームページをご確認ください。

<https://www.city.koto.lg.jp/222030/fukushi/shogaisha/service/idou.html>

目 次

1	事業目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	事業者について・・・・・・・・・・	2
4	従事者（ヘルパー）について・・・・・・・・	2
5	利用者の負担上限月額及び実費負担額・・・・・・・・	2
6	移動支援に要する費用等・・・・・・・・	3
7	Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・	5
8	問い合わせ先・担当・・・・・・・・	13

1 事業目的

屋外での移動が困難な障害者（児）の外出を支援することにより、地域における自立生活及び社会参加を促進することを目的としています。

2 事業内容

① 対象者

屋外での移動が困難な身体（肢体不自由 1・2級・視覚(障害者総合支援法の規定による同行援護の対象者で〈Q26〉が必要な場合に限る。）・知的・精神障害者（児）・難病患者等で次のいずれかに該当する方です。

ア 区内に住所を有する方

イ 江東区において障害者総合支援法第19条に規定する介護給付費等の決定を受け、区外グループホーム等に居住している方
（ただし、施設の行事にかかる利用はできません。）

ウ 区外施設に入所している方で、一時帰宅中に移動支援が必要となった方
（区外施設と帰宅先の送迎にかかる利用はできません。）

※ ただし、障害者総合支援法の規定による行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援の利用をできる方は対象となりません。

② サービス内容

屋外での移動が困難な障害者（児）について、社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等社会参加のための外出の際の移動を支援します。

ア 生活必需品の買い物、金融機関手続き等、社会生活上必要不可欠な外出

イ 余暇活動等社会参加のための外出（営利活動は除く。）

※ただし、次に掲げる外出については対象外とします。

- ・ 通年かつ長期にわたる外出

（ただし、緊急かつ突発的な通院・通学・通所は対象）

※特例利用として認められた場合は利用可能です。（Q26）

- ・ ギャンブル、飲酒等を目的とした外出
- ・ 1日で用務の終わらない外出

③ サービス範囲

ア 外出の準備に伴う支援（健康状態のチェック、整容、更衣介助、手荷物の準備）

イ 移動に伴う支援（車への乗降介助、交通機関の利用補助等）

ウ 外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援（代読、代筆等）

エ 外出先での必要な支援（排泄介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、チケットの

購入等の支援等)

オ 外出から帰宅した直後の対応支援(更衣介助、荷物整理等)

④ 1月あたりの基準支給時間(下記を基準として区長が必要と定める時間数)

ア 障害者(18歳以上) 32時間

イ 障害児(18歳未満) 16時間

※30分単位での利用となります。30分未満の利用時間として算定する場合の所要時間は20分以上です。

3 事業者について

障害者総合支援法に基づく、都道府県の指定居宅介護事業者等で、区に移動支援事業者の登録をした事業者とします。

4 従事者(ヘルパー)について

「6 移動支援に要する費用等 ②ヘルパー資格要件と報酬の減算」のとおり。

5 利用者の負担上限月額及び実費負担額

下表のとおり。実費負担上限額については、他のサービスとの上限額合算は行いません。

区分	世帯(※)の収入状況	負担上限月額	実費負担額
一 般 * 区 民 税 の 課 税 世 帯	区民税所得割 16 万円以上 (障害児は 28 万円以上) の方	37,200 円	事業費の 5%
	区民税所得割 16 万円未満 (障害児は 28 万円未満) の方	9,300 円 児童 4,600 円	
低 所 得	区民税の非課税世帯	0 円	0 円
生活保護	生活保護受給世帯		

※ 世帯の範囲は介護給付と同様に取り扱い、18 歳以上の障害者(施設入所の 18・19 歳除く)は障害者
本人と配偶者まで、障害児(施設入所の 18・19 歳含む)は保護者の属する世帯とする。

6 移動支援に要する費用等

① 移動支援 報酬単価表

利用時間	身体介護を伴う (ヘルパー2人目も同額)	身体介護を伴わない
～30分	2,867円	1,187円
～1時間	4,524円	2,206円
～1時間30分	6,574円	3,080円
～2時間	7,492円	以降30分ごとに約772円を加算
～2時間30分	8,444円	
～3時間	9,374円	
3時間～	以降30分ごとに約929円を加算	
早朝加算・夜間加算 (30分ごと)	716円	302円
深夜加算(30分ごと)	1,433円	593円
初回加算	2,240円	
利用者負担 上限額管理加算	1,680円	
特定事業所加算 Ⅰ～Ⅳ	サービスの提供に要した費用の額(初回加算、利用者負担上限額管理加算を除く)に対して、Ⅰは20%、Ⅱ・Ⅲは10%、Ⅳは5%の額を加算	

(R7.4 現在)

②ヘルパー資格要件と報酬の減算（通院等介助に準じます。）

区 分	身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	精神障害者 (児)
介護福祉士、看護師、准看護師	○	○	○
実務者研修修了者	○	○	○
介護職員初任者研修・居宅介護職員初任者研修修了者	○	○	○
介護職員基礎研修修了者	○	○	○
訪問介護員・居宅介護従業者養成研修(1級・2級)修了者	○	○	○
生活援助従事者研修(身体介護を伴わない場合のみ)修了者	○	○	○
障害者居宅介護従業者基礎研修修了者 ※注1・注2	○	○	×
訪問介護員・居宅介護員養成研修修了者(3級) ※注1・注2	○	○	×
重度訪問介護従業者養成研修修了者	○ (全身性障害者(児)のみ)	×	×
全身性障害者外出介護従業者養成研修修了者			
全身性障害者移動支援従業者養成研修修了者			
日常生活支援従業者養成研修修了者			
同行援護従業者養成研修修了者	○ (視覚障害者(児)のみ)	×	×
視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者			
視覚障害者移動支援従業者養成研修修了者			
国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害者学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者			
知的障害者外出介護従業者養成研修修了者	×	○	×
知的障害者移動支援従業者養成研修修了者			
行動援護従業者養成研修修了者	×	○	○
強度行動障害支援者養成研修修了者			
みなし証明者(各サービスごと) ※注1・注2	○	○	×

※注1・・・身体介護を伴う場合は30%減算 ※注2・・・身体介護を伴わない場合は10%減算
(身体介護を伴う・伴わないについてはQ10参照)

7 Q&A

【申請・登録】

Q1 移動支援事業を利用したいのですが、どのようにすればよいですか？【利用者】

A1 ① 担当窓口（P13）にて申請



② 支給会議にて審査



③ 支給決定された場合は受給者証交付



④ 移動支援実施事業所との契約



⑤ サービス利用

Q2 移動支援事業を実施したいのですが、どのようにすればよいですか？【事業者】

A2 事前に江東区へ事業者登録する必要があります。詳細は区ホームページ（ホーム＞健康・福祉＞障害者福祉＞施設・事業者＞事業者のみなさまへ＞移動支援事業の登録・変更等について）をご覧ください。問い合わせ先(P13)までご連絡ください。

【移動支援の対象者】

Q3 他の障害福祉サービスを利用している場合、移動支援を利用できないことがありますか？

A3 移動支援と同種の障害福祉サービス(行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援)を利用している方は、利用できません。

Q4 移動支援の利用にあたって、年齢による制限はありますか？

A4 年齢による制限は設けておりません。

しかし、移動支援は、障害者（児）本人に対する外出支援を目的としており、保護者役割を代替するものではないことから、児童であって、障害の有無にかかわらず単独での外出が見込まれないもの（例えば、未就学児が単独でデパートや動物園に行く・一人で幼稚園や保育園に通所するといったことは通常想定されない。）・年齢による入場制限（〇〇歳以下は保護者同伴など）の設けられている施設を単独で利

用可能な年齢に達していない状況で利用する場合、移動支援の対象となりません。ただし、下記の場合は利用可能な場合がありますので事前に障害者支援課担当(P13)にご相談ください。

- ・家族などが一緒に外出する場合において、本人の障害状況により、家族のみでは介助が行えない場合
- ・介助する家族等の疾病等により移動時の介助ができない場合等やむを得ない事情がある場合

※障害の有無にかかわらず、本来保護者が連れて行くべきである児童の外出については、移動支援の利用は適当ではないとします。

Q5 内部障害者は、移動支援事業は利用できないのですか？

A5 利用できません。ただし、内部障害等で難病に該当する方は利用可能です。

Q6 視覚障害者が移動支援の対象となるのはどのような場合ですか？

A6 障害者総合支援法の規定による同行援護の対象者であるが、同行援護にないサービスが必要な場合（通学通所の特例利用〈Q26〉を想定）に移動支援の対象となります。

Q7 介護保険の対象者ですが、移動支援も利用できますか？

A7 介護保険の対象の方も移動支援事業をご利用いただける場合があります。介護保険の対象とならない社会参加のための外出などが利用の対象となります。ただし、利用者の状況等を介護保険のケアプランで確認し、支給決定された場合に限りです。

Q8 高齢者向け施設等に入居中の方は移動支援の利用ができますか？

A8 介護保険制度の訪問介護が利用できる施設については、利用可能な場合がありますので事前に障害者支援課担当(P13)までご相談ください。

Q9 入院・施設入所中の方は移動支援の利用ができますか？

A9 移動支援は自宅等で生活する障害者等を対象としているため、入院・施設入所中の方は対象外です。入院・施設入所中については病院・施設における外出支援が適当であるためです。

ただし、江東区において障害者総合支援法の介護給付費等の決定を受け、施設に入所している方が一時的に自宅等に戻っている期間については利用可能な場合がありますので事前に障害者支援課担当(P13)までご相談ください。

Q10 身体介護を伴う・伴わないの判断基準はありますか？

A10 歩行・移乗・移動・排尿・排便のいずれかに身体介護が必要かどうかで判断を行います。

【利用料等の支払い】

Q11 移動支援を利用する場合、利用者がサービス利用料以外に負担する費用はありますか？

A11 移動にかかる交通費や入場料等、利用者分とヘルパー分について利用者が負担することになります。利用者から受領する費用については重要事項説明書で十分に説明し、必ず同意を得てください。

Q12 ヘルパーが事業所から自宅(待ち合わせ場所等)までに要する交通費を利用者から頂くことはできますか？

A12 自宅等が、事業所の定める運営規程の「通常の事業実施地域」となっている場合は、利用者から交通費を頂くことはできません。「通常の事業実施地域」以外のヘルパー派遣については、あらかじめ利用者に対して説明を行い、同意を得ている場合のみ、交通費を請求することが可能です。

Q13 自宅までヘルパーが迎えに行き、外出のための用意をしていたが、突然、利用者の具合が悪くなって、急なキャンセルとなった場合、キャンセル料を頂くことは可能ですか？また、このような場合、報酬は発生するのでしょうか？

A13 支援が発生していないため、報酬算定の対象外となります。
キャンセル料については、利用者との契約の範囲内で頂くこととなります。

【利用の方法・ルール】

Q14 外出の前後に行う利用者の居宅内での支援は、移動支援として算定できますか？

A14 移動支援のみを行う場合には、外出に付随する必要な援助として、持ち物の確認、戸締り、火気等の安全確認、車いす準備、購入したものをしまう、更衣介助等、外出のための準備と帰宅後に行う5分から15分程度の援助であれば、移動支援の一部として算定することができます。

Q15 1回のサービス提供時間に制限はありますか？

A15 1回のサービス提供時間に制限はありませんが、事業所ごとに利用者と契約している一月当たりの支給量を超えることはできません。

Q16 利用時間数の算定方法の決まりはありますか？

A16 移動支援事業の利用時間数は、30分単位で設定されています。利用時間が30分未満のときは20分以上、30分以上の利用時間についても、20分以上を繰り上げ、20分未満を切り捨てとします。

このほか、移動支援を1日に複数回行った場合で、前後の支援の間隔が2時間未満のときは、前後の支援時間を合わせて1回の支援として算定します。

Q17 現在A事業所で移動支援を利用していますが、他の事業所でも利用は可能ですか？

A17 複数の事業所で利用することは可能ですが、決められた支給時間内で計画的にご利用ください。また、一月あたりの利用者負担額が負担上限月額を超過することが予想される場合、利用者負担の上限額の管理が必要となります。原則、契約支給量の多い事業所が上限管理を行います。上限管理を開始する際は申請が必要となりますので、障害者支援課担当（P13）にご連絡ください。

Q18 ヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動した場合でも、移動支援は使えますか？

A18 移動時の交通機関は、公共交通機関、タクシーを利用することが原則です。常時介護が行える状態で行う支援のため自転車・ヘルパーが運転する車での移動は移動支援の対象になりません。

Q19 自宅以外の場所で待ち合わせをし、目的地までのサービスを提供することは可能でしょうか？

A19 利用者の待ち合わせ場所までの安全性が確認でき、利用者の合意があれば可能です。ただし、終点が自宅等（利用者の生活の場所）である必要があります。
※通学・通所の特例利用（Q26）が適用される場合には学校⇒放課後デイサービスなど自宅が始点・終点ではない場合も利用できることがあります。

Q20 家族等が目的地まで送迎する場合に、事業者としては目的地のみの支援を行うことになるが、目的地のみの支援をもって移動支援の利用は可能ですか？

A20 単独で外出が困難な方への移動の支援のため、目的地のみでの利用はできません。始点か終点が自宅等（利用者の生活の場所）である必要があります。
※通学・通所の特例利用（Q26）が適用される場合には学校⇒放課後デイサービスなど自宅が始点・終点ではない場合も利用できることがあります。

Q21 ヘルパーの待ち時間はサービス時間に含まれますか？

A21 具体的に支援を行う必要がない場合は含まれません。移動支援は常時介護ができる状況であることが必要です。単なる待ち時間や外出先において介護の必要がない時間は移動支援の対象となりません。

Q22 グループ支援（ヘルパーが1人で複数人の移動を支援すること）は認められますか？

A22 認められません。マンツーマンが原則です。

Q23 ヘルパーの2人派遣は認められますか？

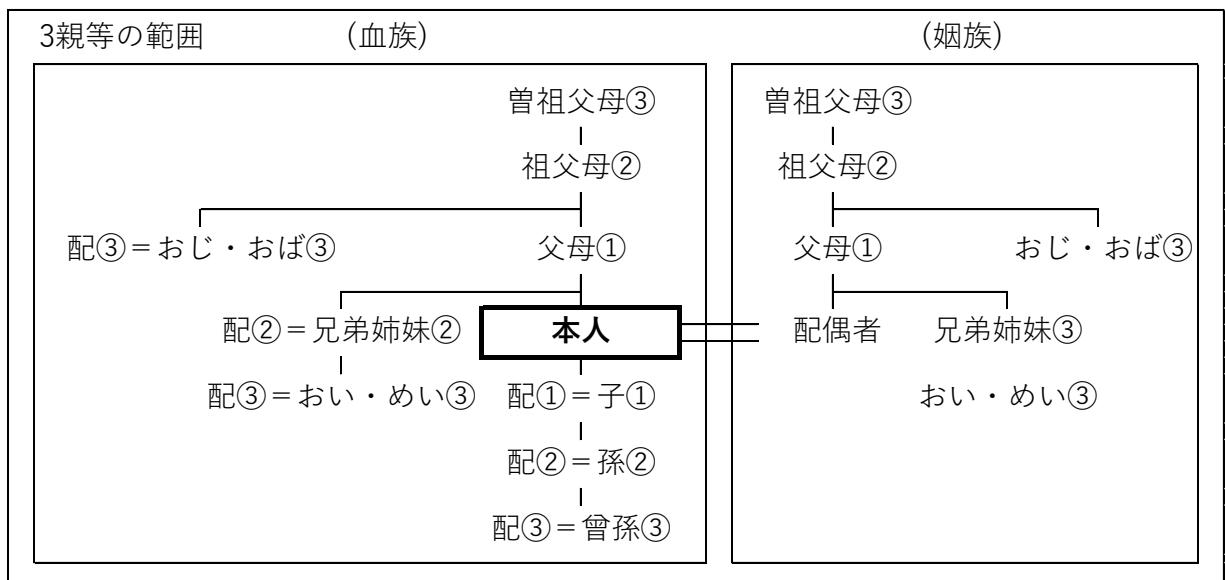
A23 マンツーマンでの支援が原則ですが、利用者の状況（強度の行動障害や身体的状況等）により「2人派遣」の支給決定を受けている場合（受給者証に記載あり）は認められます。

Q24 1回の移動支援で複数の目的地に行くことは可能ですか？

A24 可能です。ただし、一連の外出の中で、一ヶ所でも移動支援の対象とならない目的地が含まれる場合は、当該移動支援全体が算定の対象となりません。

Q25 ヘルパーが自分の家族に対してサービス提供を行うことができますか？

A25 同居家族である利用者に対しては、障害福祉サービスの居宅介護等と同様、認められません。また、別居の場合であっても、公的サービスとして望ましい状態ではないため、3親等以内の親族に対するサービス提供を禁止する取り扱いとします。



【外出の内容】

Q26 通学・通所（※）の特例利用が認められる場合はどのような場合ですか？

A26 下記の要件すべてが当てはまり、「特例による通学・通所（※）通年利用可」の支給決定を受けている場合（受給者証に記載あり）は認められます。

- ・障害状況により単独で通学・通所が行えない
- ・家族に就労や疾病等で送迎が行えない理由がある
- ・通学、通所先に送迎サービスがなく、他に代替手段がない場合
- ・社会生活上必要不可欠な外出の場合

※通学・通所とは特別支援学校、小学校、中学校、高等学校、学童クラブ、障害児通所支援施設、福祉作業所等の通所施設を指します。また、通学・通所先の送迎バスストップと自宅・通学・通所先間の利用も可能です。

Q27 通院に移動支援を利用できますか？

A27 定期的な通院については障害福祉サービスにおける「居宅介護（通院介助）」に当たるため、移動支援の対象となりません。ただし、突発的な病気やけがなど一時的な利用であれば利用可能です。

介護保険制度で通院介助が利用できる方は突発的な利用も含め介護保険制度の利用を優先してください。

Q28 入退院に移動支援を利用できますか？

A28 家族等による介助が困難な場合は自宅⇄病院間の移動についてのみ利用可能です。入退院の手続きについては本人又は家族等が行うものであり、ヘルパーの業務の範囲ではありません。

Q29 事業所・学校が主催した遠足・懇親会等のレクリエーション活動に際して移動支援を利用することはできますか？

A29 事業所・学校が主催した行事については、事業所・学校側が対応すべきものとなるため、原則移動支援の対象とはなりません。ただし、活動場所(事業所・学校等)までの送迎については利用が可能な場合がありますので事前に障害者支援課担当(P13)までご相談ください。

Q30 地域生活支援センター・地域活動支援センターに行くのに利用できますか？

A30 往復の送迎についてのみ利用可能です。

Q31 短期入所先への送迎に利用できますか？

A31 入所先に送迎サービスがなく、家族等による介助が困難な場合は自宅⇄入所先の移動についてのみ利用可能な場合がありますので事前に障害者支援課担当(P13)にご相談ください。

Q32 短期入所利用中に移動支援は利用できますか？

A32 原則利用できません。短期入所についてはあくまで短期間での利用が前提であり、余暇活動での外出を行うことは考えにくく、周辺散策であれば短期入所事業所による外出支援が適当であると考えられます。しかし、学校や福祉施設等生活上必要不可欠な外出であれば、移動支援の利用が認められる場合があります。この場合短期入所事業所が得られる報酬額(※)に影響が生じるため、障害者支援課担当(P13)・短期入所事業所に相談・調整した上でご利用ください。
※短期入所利用中に日中活動サービス(通学含む)を利用する場合には日中の時間を除くサービスを提供する報酬で算定する必要があります。短期入所事業所が当該報酬での請求を承諾いただけない場合は移動支援の報酬は算定できません。

Q33 外泊等に移動支援を利用することはできますか？

A33 1日で用務を終える移動が移動支援の対象のため宿泊を伴う外出は移動支援対象外です。ただし、介護者の疾病等緊急やむを得ない事情で生活の場が変わると判

断される際には自宅⇄変更後の生活の場までの送迎については利用可能な場合がありますので、事前に障害者支援課担当(P13)までお問い合わせください。

Q34 プールの余暇を目的とした利用の場合、プール内や浴室内の支援を伴う介護を移動支援の対象として良いのでしょうか？

A34 プールまでの移動、窓口での受付、更衣・食事・排泄介助、健康確認など利用可能です。しかし、プール内での遊泳介助はヘルパーの業務範囲ではないため対象外です。

Q35 スーパー銭湯等の余暇を目的とした利用の場合、浴室内の支援を伴う介護を移動支援の対象として良いのでしょうか？

A35 銭湯等までの移動、窓口での受付、更衣・食事・排泄介助、健康確認など利用可能です。浴室内の支援については水中事故・転倒等の恐れがあるため原則対象外です。

また、移動支援が対象とするのはヘルパーが通常の業務用の装備（服装等）で行えるものであり、支援中ヘルパーが更衣を要するもの、特別な装備を用意するような活動（登山、水泳、ダイビング、サーフィン等）は対象外です。

ただし、近年バリアフリー対応の銭湯が増えている現状から、下記の条件すべてに該当し、契約している事業所が支援を行うことを了承した際には利用可能な場合がありますので事前に障害者支援課担当(P13)までご相談ください。

- ・浴室内の支援について安全性が十分確保されている
- ・居宅での入浴介助と同程度の介助で入浴が可能
- ・移動支援（身体介護あり）の支給決定を受けている
- ・ヘルパー自身の更衣を行う必要がない

また、利用目的が余暇ではなく、居宅に浴室がない等の理由により、銭湯及び公衆浴場を日常的に利用される場合は、移動支援の対象となりません。

Q36 習い事への往復に移動支援は利用できますか？

A36 余暇活動であるため可能です。ただし児童については習い事への送迎は本来保護者が行うべきものであると考えられるため、Q4の要件を満たし、通学・通所の特例利用（Q26）が認められる場合のみ利用できます。

8 問い合わせ先・担当

○移動支援の申請・支給決定に関すること

障害者支援課身体障害相談係（身体障害者手帳をお持ちの方）

TEL03-3647-4953 FAX03-3647-4910

障害者支援課愛の手帳相談係（愛の手帳をお持ちの方）

TEL03-3647-4954 FAX03-3647-4910

障害者支援課相談支援担当（精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方）

TEL03-3647-2754 FAX03-3647-4910

障害者支援課在宅生活相談係（各種障害者手帳等をお持ちでかつ障害福祉サービス
の居宅介護の決定を受けている方）

TEL03-3647-4308 FAX03-3647-4910

障害者支援課障害児支援係（児童）

TEL03-3647-7559 FAX03-3647-4910

最寄りの保健相談所（難病の方）

城東保健相談所 TEL03-3637-6521 FAX03-3637-6651

深川保健相談所 TEL03-3641-1181 FAX03-3641-5557

深川南部保健相談所 TEL03-5632-2291 FAX03-5632-2295

城東南部保健相談所 TEL03-5606-5001 FAX03-5606-5006

○移動支援の請求に関すること

障害者支援課支援調整係

TEL03-3647-9507 FAX03-3647-4910

○移動支援の事業者登録に関すること

障害者施策課指導検査係

TEL03-3647-9350 FAX03-3699-0329